

事件番号 平成 25年 () 第 号
 表現の自由及び参政権侵害事件
 原告 岩崎 信
 被告 延岡市
 宮崎地方裁判所延岡支部

原告 岩崎 信

証拠説明書

甲	標目	作成日	立証趣旨	作成者	原写
1	原告と被告の電子メール記録	平成25年1月～4月	不法行為1: 賛否一覧表を作ることが簡単であることを説明したこと。(甲1-4) 不法行為15 (議案書の不開示): 議案書の共有を求めたこと 不法行為16(電子書面): 不法行為17(請願書): 不法行為20(パブリックコメント): 被告の対応が信義誠実原則に反すること。善解義務、誠意改善義務に反すること。	原告と被告	原
2	議員の賛否結果一覧(例)	平25.4	不法行為1 原告がサンプル表を提示したこと。 被告の対応が信義誠実原則に反すること。	原告	原
3	異議申立書	平成25年5月8日	不法行為1(議員賛否一覧表) 原告が異議申立書を提出したこと。	原告	原
4	行政文書不開示決定通知書 延議第20号	平成25年4月25日	情報公開されなかったこと。	被告	原
5	異議申立書	平成25年5月8日	不法行為2(議会基本条例制定特別委員会記録) 原告が異議申立書を提出したこと。	原告	原
6	行政文書不開示決定通知書 延議第18号	平成25年4月25日	情報公開されなかったこと。	被告	原
7	議会基本条例制定特別委員会活動報告	H25.03	不法行為2 作業部会が存在し、条例案の改変、改悪に関与しているにもかかわらず、記録が秘匿されていること。	被告	原
8	異議申立書(24年度区長会議事録)	平成25年6月5日	不法行為3 原告が異議申立書を提出したこと。	原告	原
9	行政文書不開示決定通知書 延経発第19号	平成25年5月27日	情報公開されなかったこと。	被告	原
10	市区長連協理事会次第(不開示の状況)12枚	平成25年	不法行為3 情報公開されなかったこと。	被告	原
11	異議申立書(24～25年度区長連協資料)	平成25年6月5日	不法行為4 原告が異議申立書を提出したこと。	原告	原
12	行政文書不開示決定通知書 延経発第20号	平成25年5月27日	情報公開されなかったこと。	被告	原
13	行政文書不開示決定通知書	平成25年6月24日	不法行為5 ホームページ自動更新システム操作手順書の情報が公開されなかったこと。	被告	原
14	異議申立書	平成25年5月20日	不法行為6 (きめ細かな交付金) 原告が異議申立書を提出したこと。	原告	原
15	行政文書不開示決定通知書 延企第54号	平成25年4月26日	不法行為6 情報公開されなかったこと。	被告	原
16	行政文書不開示決定通知書 延情第25号	平成25年5月13日	不法行為7 財務会計システム操作マニュアルの情報が公開されなかったこと。	被告	原
17	宮崎県ソフトウェアセンター株主総会資料(不開示の状況)11枚	平成25年	不法行為8 情報公開されなかったこと。	被告	原
18	行政文書開示決定等の期間延長通知書	平成25年7月16日	不法行為9 宮崎県ソフトウェアセンターの株主総会資料	被告	原
19	行政文書部分開示決定通知書 延職第68号	平成25年9月10日	不法行為10 図書館長の給与報酬明細 情報公開されなかったこと。	被告	原
20	支給明細書	平成25年	不開示の状況 図書館長職の報酬総額が開示されなかったこと	被告	原
21	Salary information for government jobs, government agencies, and government employees	平成25年	不法行為10 アメリカでは、公務員の報酬は公開されていること。論理則により、公務員の報酬は公開情報であること。	GovernmentSalaryData.com	原
22	審査請求書	平成25年4月15日	不法行為11 (予算要望に関する資料) 原告が審査請求書を提出したこと。	原告	原

23	行政文書開示決定等の期間延長通知書 延図第7号	平成25年4月10日	不法行為11(予算要望に関する資料) 不当に開示決定を延長したこと。	被告	原
24	審査請求書	平成25年5月8日	不法行為12(予算要望に関する資料の開示遅延、虚偽の全部開示) 原告が審査請求書を提出したこと。被告が虚偽の全部開示決定したこと。	原告	原
25	行政文書開示決定 延図第15号	平成25年4月24日	不法行為12(予算要望に関する資料の開示遅延、虚偽の全部開示) 被告が虚偽の全部開示決定したこと。過少開示したこと。	被告	原
26	審査請求書	平成25年4月16日	不法行為13(月末予算執行状況) 原告が審査請求書を提出したこと。	原告	原
27	行政文書不開示決定通知書 延図第9号	平成25年4月10日	被不法行為13(月末予算執行状況) 被告が非開示決定したこと。	被告	原
28	審査請求書(審査不作為)	平成25年4月30日	上記審査請求が情報公開審査会に諮問されない不作為に係る異議申立書を提出したこと。	原告	原
29	行政文書不開示決定通知書 延こ第38 1号	平成25年10月21日	不法行為14(日赤) 情報公開されなかったこと。	被告	原
30	子ども家庭課ファイル基準表 8枚	平成25年	不法行為14(日赤) 文書が延岡市の管理下にあること	被告	原
31	行政文書不開示決定通知書 延議第1 5 7	平成25年10月10日	不法行為15(会議録不作成) 被告が議事録を作成していないこと	被告	原
32	異議申立書	平成25年3月24日	不法行為16(電子書面、選択の自由) 原告が異議申立書を提出したこと。	原告	原
33	異議申立書(不作為)	平成25年4月30日	不法行為16(電子書面、選択の自由) 上記異議申立書を一ヶ月以上の間、情報公開審査会に諮問されない不作為に係る異議申立書を提出したこと。	原告	原
34	行政文書開示請求書 補正要求書(電子メール)	平成25年	不法行為16 被告が電子書面を差別的に取り扱ったこと。選択の自由、表現の自由を侵害したこと。	被告	原
35	行政文書開示請求書 補正要求書(Fax)	平成25年	不法行為16 被告がFax書面を差別的に取り扱ったこと。選択の自由、表現の自由を侵害したこと。	被告	原
36	延岡市議会会議規則(第3章 請願)	平成24年12月11日	不法行為17、21(表現の自由) 規則に反して原告の提出議案が審議採決されなかったこと。表現の自由、選択の自由、個人の尊厳が侵害されていること	被告	原
37	請願書5件、25年3月分「請願書」と「陳情書又はこれに類するもの」について	平成25年3月4日	不法行為17 電子メール添付書面として提出した請願書。表現の自由について説明したこと。	原告	原
38	「延岡市議会基本条例案に関する意見公募 手続」の再実施を求め	平成25年3月4日	不法行為17 原告が提出した請願書	原告	原
39	延岡市行政手続条例の改正を求める	平成25年3月4日	不法行為17 原告が提出した請願書	原告	原
40	電子メール応答48時間 規則条例の制定を求める	平成25年3月4日	不法行為17 原告が提出した請願書	原告	原
41	延岡市議会基本条例案に関する意見の賛否 表明を求める	平成25年3月4日	不法行為17 原告が提出した請願書	原告	原
42	意見公募手続条例の 制定を求める	平成25年3月4日	不法行為17、不法行為18 別紙2が存在すること。被告が改竄した事実。	原告	原
43	延岡市議会基本条例(案)のパブリックコメント(意見募集)	2013年1月16日	不法行為20 延岡市議会基本条例(案)のパブリックコメント(意見募集) 広告において、提出された意見と、それに対する市議会の考え方を公表することを明記していたこと。	延岡市議会 HP	原
44	延岡市議会基本条例(案)に関する意見書	平成25年2月12日	不法行為20(パブリックコメント) 原告が意見書を提出したこと。被告が提出意見に対する応答義務を怠ったこと。	原告	原
45	議案書1 図書館資料の貸出冊数の制限を「5冊」から「10冊」又は「無制限」に変更する	平成25年9月9日	不法行為21 原告の提出した議案書が市議会に受領されたが、違法に審議採決されなかったこと。法の前平等、表現の自由、参政権、個人の尊厳が侵害されていること。信義誠実義務、善解義務違反であること。	原告	原

46	議案書2 延岡市立図書館3分館にインターネット接続PCを設置する	平成25年9月9日	不法行為21 原告の提出した議案書が市議会に受領されたが、違法に審議採決されなかったこと。法の前の平等、表現の自由、参政権、個人の尊厳が侵害されていること。信義誠実義務、善解義務違反であること。	原告	原
47	議案書3 延岡市立図書館内で無線インターネット接続環境を整える	平成25年9月9日	不法行為21 原告の提出した議案書が市議会に受領されたが、違法に審議採決されなかったこと。法の前の平等、表現の自由、参政権、個人の尊厳が侵害されていること。信義誠実義務、善解義務違反であること。	原告	原
48	議案書4 図書館の運営情報、図書館協議会議事録等をホームページで公表する	平成25年9月9日	不法行為21 原告の提出した議案書が市議会に受領されたが、違法に審議採決されなかったこと。法の前の平等、表現の自由、参政権、個人の尊厳が侵害されていること。信義誠実義務、善解義務違反であること。	原告	原
49	議案書5 延岡市立図書館協議会の委員を公募する	平成25年9月9日	不法行為21 原告の提出した議案書が市議会に受領されたが、違法に審議採決されなかったこと。法の前の平等、表現の自由、参政権、個人の尊厳が侵害されていること。信義誠実義務、善解義務違反であること。	原告	原
50	議案書6 図書館長の採用は公募制とする	平成25年9月9日	不法行為21 原告の提出した議案書が市議会に受領されたが、違法に審議採決されなかったこと。法の前の平等、表現の自由、参政権、個人の尊厳が侵害されていること。信義誠実義務、善解義務違反であること。	原告	原
51	Hard Look 法理の変容と行政機関の応答義務『立命館法政論集』創刊号39-73頁	2003年	不法行為20 (パブリックコメント) 応答義務を果たさないことは違法であること。信義誠実原則に反すること。公序良俗に反すること。 原告が被告に対して、この文書を参照するように求めたこと。	西田昌弘	原
52	宇都宮市議会基本条例大綱(案)に関するパブリックコメントについて(7枚)	平成25年8月	不法行為20 (パブリックコメント) 他市では応答義務がはたされていること。	宇都宮市議会	原
53	茨木市議会 議会基本条例素案に対するパブリックコメント及び市議会の考え方(24枚)	平成24年9月18日	不法行為20 (パブリックコメント) 他市では応答義務がはたされていること。意見に応じて原案が修正されていること。	茨木市議会	原
54	松阪市議会基本条例(素案)に対するパブリックコメントに寄せられた意見・提言と松阪市議会の考え方(19枚)	2013年9月10日	不法行為20 (パブリックコメント) 他市では応答義務がはたされていること。意見に応じて原案が修正されていること。	松阪市議会	原
55	井原市議会基本条例(案)に関するパブリックコメントへの回答書(3枚)	H22. 9.29	不法行為20 (パブリックコメント) 他市では応答義務がはたされていること。	井原市議会	原
56	寄せられたご意見(4枚)	平成25年3月11日	不法行為20 (パブリックコメント) 被告議会が提出意見に対する応答義務を怠ったこと。誠意誠実義務を怠ったこと。	被告議会	原
57	事業実績調査票	平成24年3月30日	不法行為6 (きめ細かな交付金) 情報公開されなかったこと。不開示の状況。	被告議会	原